

会社秘書役制度に関する調査と法定手続き不遵守是正の提言

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所 商業登記制度研究部会

主任研究員	神沼 博充
研 究 員	坂本 佳弥子
研 究 員	岩本 直也
研 究 員	齊藤 詩織
研 究 員	岩崎 諭

一. はじめに

我が国の主に小規模な株式会社において、会社法等の法令や法定手続きが遵守されていない場面が頻繁に見受けられる。

法令・法定手続きの不遵守及びこれに起因する事象として、我々司法書士にとって最もなじみ深いのは、休眠会社のみなし解散（会社法 472 条 1 項）と登記懈怠・役員等の選任懈怠による過料（会社法 976 条 1 号・22 号）であろう。

休眠会社のみなし解散は、12 年以上登記が行われていない株式会社¹について、一定の手続きが行われた後に、登記官が職権で解散登記を行うものである（会社法 472 条・商業登記法 72 条）。休眠会社のみなし解散は、近年では平成 26 年以降毎年実施されており、ここ数年は毎年 3 万社程度について解散登記がなされている²。

選任懈怠による過料の件数は、当部会が過去に調査した範囲では、裁判所において把握されていなかった³。しかし、全国の地方裁判所における過料事件の新受件数はここ数年間 5 万件程度で推移しており⁴、商事過料事件は登記懈怠・選任懈怠がほとんどを占めるとされている⁵ことから、相当数の会社に対して登記懈怠・選任懈怠による過料が行われているものと推察される。

その他にも、法令・法定手続きの不遵守は見受けられる。最近も、株主総会決議不存確認訴訟が提起された事例⁶が報道されたほか、より身近なところでは、決算公告又はインターネット開示（会社法 440 条 1 項・3 項）が行われていない場面や、定款・株主総会議事録・取締役会議事録・株主名簿等の会社法上作成が義務付けられている書類が会社において作成・保管されていない場面に遭遇することは、我々司法書士にとって珍しくない。

これらの法令・法定手続きの不遵守は、現代の取引社会の中核を担う会社という存在のうち圧倒的多数を占める中小の株式会社をめぐる法的安定性を損なうという点で、社会にとって大きなマイナスであると思われ、是正されるべきものとする。

二. 法令・法定手続きの不遵守の一因

なぜ、上記のような法令・法定手続きの不遵守が起こるのか。その原因は複合的で単一の原因を特定することは困難と思われるが、当部会としては、主に小規模な株式会社における「法務の担い手」という観点に着目したい。

東京商工会議所経済法規委員会が実施したアンケート調査の結果の報告⁷によれば、「貴社が、法務に関して抱える問題は何ですか。」という質問に対して、47.6%が「人材不足」と回答している（【設問3】）。また、「契約書等をチェックする担当者[法務担当者]はいますか。」という質問に対して、67.2%が「設置していない」と回答している（【設問4】）。そして、資本金・従業員数が少ない会社ほど、法務担当者を「設置していない」割合が高いという回答結果が得られている⁸。

このような回答結果から、直ちに「我が国の中小企業においては、法務の担い手が不足しており、これが法令・法定手続きの不遵守の原因である。」という因果関係を、一般的に肯定するのは早計であろう。しかし、同時に、中小企業において、法務の担い手不足が一定程度存在することは事実であり、その傾向は会社の規模が小さい会社ほど強いという大まかな傾向を認識してもよいものと思われる。このことは、商業登記手続きを中心に、中小企業の法務手続きに関与する機会が多い我々司法書士の経験則とも、一致するものであろう。

以上のような我が国の特に小規模な株式会社における法務の担い手にまつわる状況を踏まえた場合に、他国の法務の担い手としての機能を有する制度を参照することが有益と考え、当部会では諸外国の「会社秘書役」制度に着目した。会社秘書役（company secretary）とは、後述のとおり、イギリス法系の会社法に存在し、会社の法的手続きを担う役員である。会社秘書役制度について調査することにより、我が国の中小の株式会社における法務の担い手の在り方、ひいては法定手続きの不遵守の是正についての示唆を得られるものと考ええる。

三．会社秘書役の沿革と概要

まずは、会社秘書役制度が発祥したイギリスを例に、同制度の概要と発展の経緯を概括したい⁹。

1．概要

会社秘書役は、会社の役員（officer）の一種であり、イギリス法系の会社法に特有の制度である¹⁰。会社秘書役は、19世紀後半頃には、取締役の指示に従って職務を行う単なる補助者（mere servant）と言われていたが、その後、会社秘書役の機能・役割が拡大し、会社文書の適切な作成・管理、取締役会その他の会議への出席と適切な議事録の作成、取締役会の指示のもと行う株主等への通知の発出、会社の帳簿・株主名簿等の管理、登記所への必要な情報・書面の提供等を担当するとともに、会社としての正規の意思決定及び報告制度の運用のコーディネート、取締役会の議題の準備、取締役会・株主総会の議事の適切な進行の確保、会社運営における定款遵守の確保、会社法を始めとする関連法令

の遵守の監視及び確保、上場規則等の遵守の確保及び情報開示・株価に影響を与える内部情報の管理、株式等の上場等の申請等の広範な業務管理者といえる状況になっている¹¹。それだけに、会社秘書役は、地味な存在ながら、会社運営の適正確保等において果たす役割の重要性が増大しているといえ、業務管理者を超えて、ガバナンス専門家（governance profession）とも評されるのが現状である¹²。また、会社秘書役の役割について、法律、財務、ガバナンス、コンプライアンスに関し、専門家である立場から、取締役の情報提供やガイダンスを行う役割を有しているとの指摘もなされている¹³。また、日本法における監査役との対比では、監査役の監査は、既に意思決定された結果が描写される計算書類等を調査して、それらが真実かつ公正な描写となっているか、過ちがないか等を事後にチェックし監査するものである一方、会社秘書役は、経営意思決定に至るまでの健全性を確保したり財務処理を行うにあたってのアドバイスを行う役割を担っており、いわば行為を行う水際で、有効に機能するような存在とされている¹⁴。

2. 沿革¹⁵

(1)1929 年会社法以前

1862 年会社法、1908 年会社法には、会社秘書役に関する規定は見られず、その位置づけは取締役の指示に従って行動する単なる補助者であり、書記的業務を行う者であった¹⁶。一方、1908 年会社法におかれた附属定款モデルには、秘書役（the secretary）という役職が登場し、これを通じて会社秘書役設置の実務が形成された¹⁷。

(2)1929 年会社法

秘書役（company secretary という用語ではなく secretary）に関連する規定が登場した。

同法は、秘書役を、設立登記申請の際に登記官に提出する設立手続要件遵守宣言書の作成を担う者の一人として規定したり、会社が当事者となる契約に係る捺印証書（deed）への捺印・署名を要する者の一人として規定し、会社の認証（authentication）を要する文書等への署名者として規定する等、秘書役の職務・権限を規定した（同法 15 条 2 項、29 条 4 項、33 条、94 条 1 項 c 号等）¹⁸。同時に、会社が会社登記官に提出することを要する年次報告（annual return）の写しへの署名については、director 及び manager と並んで secretary が署名すべき者の一人として規定された（同法 110 条 1 項・3 項）¹⁹。附属定款に基づく主要業務管理者として選任された会社秘書役の存在を前提に、複数の規定の中で会社秘書役の職務が規定された²⁰。徐々に取締役の単なる補助者から、会社の業務管理に係る総責任者的な位置づけに機能が拡大したものと推察される²¹。

(3)1948 年会社法

すべての会社において、秘書役の選任が強制された（同法 177 条 1 項）。

これは、実務の慣行上、会社秘書役の重要性が増大したためであり、これを法認した結果あるとされている²²。また、同法以前のモデル定款に基づく秘書役選任が実務に浸透していたことも、背景事情の一つと思われる²³。

同法においては、取締役が1名の場合に当該取締役は会社秘書役を兼任することができないとされたが、その他の適格性規制は置かれず、法人も秘書役の欠格事由とはされなかった²⁴。選任手続については、株主総会ではなく取締役が秘書役を選任するものとされた²⁵。

会社秘書役の主要な職務としては、年次報告等の会社登記官への提出、取締役等の署名がない場合の年次報告への署名（同法126条）、会社の認証を要する書類の認証（同法36条）等が挙げられる。秘書役の実務上の位置づけが大きく変化し、大半の大規模会社では、低位の書記役から重要な職務と責任を有し影響力を持つ会社役員であると評価された²⁶。

(4)1980年改正会社法・1985年会社法

すべての会社における秘書役選任強制は維持された（1980年会社法283条1項）。取締役が1人である場合の秘書役との兼任規制も維持され（同条2項）、選任権者は取締役であった²⁷。

1985年改正において、公開会社では秘書役の資格要件等が法定された（1985年会社法286条1項・2項）。ここに秘書役に関する公開会社・私会社間の規制区分が始まった。この資格要件は2006年会社法に定める資格要件（後述）と類似した規制である。会社秘書役は、会社の管理担当役員として職務を執行するものの、業務執行には関与しなかった²⁸。会社秘書役の具体的職務としては、会社が発行する文書の認証、会社登記所に提出する書類の認証等が挙げられる。

(5)2006年会社法

2006年会社法には、会社秘書役の選任義務に関する公開会社と私会社の規制区分が存在する。同法においては、公開会社では会社秘書役を選任することを要する（同法271条）が、私会社では会社秘書役を選任することを要しない（同法270条1項）。

1948年会社法以降すべての会社に強制された会社秘書役の選任を、2006年会社法が私会社につき任意としたのは、同法の目的とする小企業の負担軽減策の一環と考えられている²⁹。また、私会社は一人取締役が許容されているので、利害関係者が少なく、責任の所在が特定できることから強いガバナンスは要求されないという理解もされている³⁰。

私会社における会社秘書役の選任は定款自治により、私会社は、会社秘書役の有無により会社秘書役設置私会社と会社秘書役非設置私会社に分かれることになる³¹。

2006年会社法においても、法人の会社秘書役が許容されている³²。自然人のみならず partnership 及び会社その他の法人組織（LLP）も会社秘書役となることができる³³。法人会社秘書役の利用例としては、上場会社は株主名簿管理人（registrar）ないし名義書換代理人（transfer agent）を同時に会社秘書役を選任することが一般的であるとされている³⁴。法人格を有する LLP の形態をとることが多い弁護士法人・監査法人も、会社秘書役となる例もあり得るほか、法人格のない partnership が会社秘書役となり、パートナー全員が共同会社秘書役となる例もある³⁵。

公開会社の会社秘書役の資格要件は、以下のいずれかの地位を有することとされている（同法 273 条 1 項・2 項）。

- （i）選任の前 5 年間のうち 3 年間以上、公開会社の秘書役を務めた者
- （ii）同条 3 項所定の団体（イングランド・ウェールズ勅許会計士協会、スコットランド勅許会計士協会、勅許公認会計士協会、アイルランド勅許会計士協会、勅許会社秘書役・事務局長協会（現在の CGUKI）、勅許管理会計士協会、勅許公金融・会計協会）の会員である者
- （iii）法廷弁護士（barrister, advocate（スコットランド））、事務弁護士（solicitor）
- （iv）その他の地位を有すること又は上記以外の団体の会員であることにより、公開会社の秘書役の職務遂行能力を有する者と取締役が認める者

四. 各国・地域の会社秘書役制度の比較

1. 各国・地域の会社秘書役制度の概要

会社秘書役は、日本の会社法には存在しない機関だが、イギリス法系の国・地域では一般的な機関である。そこで、会社秘書役制度を採用するイギリス、オーストラリア、香港、シンガポール、マレーシアの会社秘書役につき、i. 設置義務の有無、ii. 選任方法、iii. 資格要件や法人の可否、iv. 職務内容、v. 秘書役の会社における立場（オフィサーに該当するか否か）、vi. 罰則や職務違反が資格に与える影響（欠格事由するか否か）をまとめた。

(1)イギリス

イギリスの現行会社法においては、すべての公開会社は会社秘書役を置くことが義務付けられている（2006 年（以下本項において同じ）イギリス会社法 271 条）が、私会社での選任は任意とされている（イギリス会社法 270 条）。年齢制限について明文はないが、会社秘書役は自然人であれば 16 歳以上であることが必要であるという解釈がある³⁶。法人が会社秘書役に就任することも認められている³⁷。居住要件はないものの、公開会社の会社秘書役には既述のような資格要件が課されている（イギリス会社法 273 条）。

設立時会社秘書役以外の会社秘書役の選任・解任については、定款の明文の定め又は定款に基づく取締役の権限により取締役が会社秘書役を選任・解任できる³⁸。

イギリスにおける会社秘書役の職務は既述のとおりである。また、中村教授によれば、個社における会社秘書役の具体的な職務内容は、会社の規模・業務内容等を踏まえて任用契約により明確化されるのではないと思われるが詳細は現地で確認する必要がある³⁹とのことであった。

明文はないが、中村教授によれば、会社が一定の事項に違反した場合は、会社が一次的に損害賠償の責を負うが、秘書役がその不法行為の責を負うべき場合は、秘書役は会社に対して会社が支払った損害賠償額を会社に払うとのことである⁴⁰。またイギリ

ス会社法の 171 条乃至 177 条に「取締役」の責任が定められている。それらの規定に秘書役が違反して、その結果として会社が損害を被った場合、会社は秘書役に対して損害賠償を請求できる可能性がある。例えば、イギリス会社法の 174 条では、合理的な注意、技能及び勤勉さを行行使する義務が定められている。秘書役が年次報告義務を履行しなかったとき、174 条を類推して、秘書役が年次報告義務に違反してその結果会社が損害を被った場合は、会社は秘書役に対して損害賠償を請求できる可能性があるといえるのではないと思われる。また、秘書役は会社のオフィサーであり、したがってイギリス会社法の各種の規定を守らなかった場合、訴追される⁴¹。JETRO によれば、「会社の役員として会社総務役（注 会社秘書役のこと）は会社により犯された違反行為に刑事責任を負う恐れがあるという点は注目に値する。」とされている⁴²。

(2) オーストラリア

オーストラリアの会社法においては、公開会社は 1 人以上の会社秘書役を選任することが義務付けられている（オーストラリア会社法 204 条 A(2)）が、私会社の選任は任意とされている（オーストラリア会社法 204 条 A(1)）。会社秘書役は 18 歳以上の自然人であることが必要であり（オーストラリア会社法 204 条 B(1)）、法人が会社秘書役に就任することは認められていない。会社秘書役のうち最低 1 名は、オーストラリアに通常居住している者でなければならない（オーストラリア会社法 204 条 A(1)(2)）。イギリスのような資格要件は課されていないが、会計又は法律資格を有する者が就任することが多いようである⁴³。

会社秘書役の選任は、取締役が行う（オーストラリア会社法 204 条 D）。会社秘書役は会社法上のオフィサーであり（オーストラリア会社法 9 条 AD(1)(a)）、その基本的な職務は会社の事務管理であるとされる⁴⁴。具体的には、会社法で作成・保存が義務付けられる各種文書の作成や管理、ASIC⁴⁵への通知事項の通知等の責任を担う他、多くの会社では、取締役会や株主総会の招集通知は、秘書役の名義で送付される⁴⁶。また、会社秘書役は、取締役とともに、会社を代表して契約書等の文書に署名する権限（オーストラリア会社法 127 条(1)）及び会社印（common seal）の押印に立ち会う権限（同条(2)）を有する。

会社が一定の事項に違反した場合、会社秘書役が会社法に違反したものとされ、罰則の対象となる（オーストラリア会社法 188 条）。一定の事項には、取締役及び秘書役の就任・退任・情報の変更があった場合に ASIC に通知する義務（オーストラリア会社法 205 条 B）等が含まれる。会社秘書役が、オーストラリア会社法 188 条に違反すると、民事制裁（civil penalty）の対象となり（オーストラリア会社法 1317 条 E(3)(a)）、裁判所によって制裁金の支払いを命じられる（オーストラリア会社法 1317 条 G(1)(a)）ほか、ASIC の申請に基づき裁判所により会社経営禁止命令⁴⁷を受ける場合がある（オーストラリア会社法 206 条(a)(i)）。

(3) 香港

香港の会社条例においては、全ての会社に 1 人以上の会社秘書役を選任することが義務付けられている（香港会社条例 474 条(1)）。法人の会社秘書役も許容されている。会社秘書役に就任できるのは、通常香港に居住している 18 歳以上の自然人又は香港に登録事務所又は営業所がある法人である（香港会社条例 474 条(4)）。

会社の取締役が会社秘書役を兼ねることは可能であるが（香港会社条例 475 条(1)）、取締役が 1 人のみである私会社においては、当該取締役は会社秘書役を兼ねることはできない（香港会社条例 475 条(2)）。また、取締役が 1 人のみである非公開会社は、当該取締役が唯一の取締役である法人を会社秘書役に選任することはできない（香港会社条例 475 条(3)）。

会社秘書役の選任方法は法定されていないが、取締役が任命するようである。会社秘書役は会社法上のオフィサー（役員）である（香港会社条例 2 条）。会社秘書役の職務は法定されていないが、一般的には、法定書類の作成、登記、保管や株主総会・取締役会の議事設定や議事録の作成、保管等を行うとされている⁴⁸。ただ、会社秘書役の具体的な業務内容は、会社秘書役と就任先の会社との間で締結される任用契約で定められ、就任先の会社ごとに異なっているとのことである（後記の香港の実務家のインタビュー）。また、会社秘書役は、取締役とともに、会社を代表して契約書等の文書に署名する権限（香港会社条例 127 条(3)(b)(ii)）を有する。

罰則については、例えば年次報告書の提出義務（香港会社条例 662 条(1)）を怠った場合や各種登記事項の変更の通知を提出する義務を怠った場合、罰則が課せられる（香港会社条例 662 条(6)・645 条(6)・652 条(3)等）。罰則は会社及び当該会社の責任者（responsible person）に課せられ、役員（香港会社条例 2 条）は責任者に含まれる（香港会社条例 3 条）ため、取締役や会社秘書役は個人としても罰則を課せられる。

(4) シンガポール

シンガポールでは、すべての会社に 1 名以上の会社秘書役を置き、各会社秘書役は、シンガポールに主たる又は唯一の居住地を有し、自然人でなければならない（シンガポール会社法 171 条 1）。公開会社においては i. 一定期間の会社秘書役の経験のある者か ii. 経験、専門的・学問的要件、専門団体の会員資格に関する要件を満たす者である必要がある（シンガポール会社法 171 条 1AA）。取締役との兼任も可能であるが、取締役が一人の会社の場合は、当該取締役が会社秘書役を兼任することはできない（シンガポール会社法 171 条 1E (1)）。

会社秘書役は、取締役によって選任され、原則としてそのうちの少なくとも 1 人は、登記事務所が公衆の立ち入りが可能な日及び時間帯に、登記事務所に出頭しなければならない（シンガポール会社法 171 条 1E(3)）。また、会社秘書役の会社法上の地位はオフィサーとされる（シンガポール会社法 4 条）。会社秘書役の職務は、主に会計企業規制庁（ACRA⁴⁹）への登録と届出事項に関する業務を行うことへの関連業務の処理で

あり、その他の通常業務としては、取締役会議事録や株主総会議事録等の法定文書の準備、ファイリング、保管、株主総会招集通知の作成や発送、株券の管理等も行う。

会社及び会社秘書役を含む役員には、会社が役員に関する情報を提供する義務（シンガポール会社法 173 条 A）、役員が会社に対して提供をする義務（シンガポール会社法 173 条 B）、会社が登記上の事務所に法定の書類を備える義務（シンガポール会社法 173 条 C）、その他役員変更や登録事項に対する義務があり、当該義務の違反に対しては、会社が第 173 条 A 条(1)又は第 173 条 C に違反した場合、当該会社及び違反した会社の役員はそれぞれ有罪となり、有罪判決を受けた場合、5,000 シンガポールドル⁵⁰以下の罰金及び滞納金に処せられる（シンガポール会社法 173 条 H（1））。また、第 173 条 B を取締役、最高経営責任者、会社秘書役又は監査人が遵守しなかった場合は、有罪となり、有罪判決を受けた場合には 5,000 シンガポールドル以下の罰金及び滞納金に処せられる（シンガポール会社法 173 条 H（2））。

なお、上記の義務違反が悪質な場合、取締役が ACRA によって資格を剥奪され、上記違反についての有罪判決を受けた日から数年間にわたり、会社の取締役になることや、国内外の会社の経営に参加することができなくなる等のペナルティも存在する⁵¹。

(5)マレーシア

マレーシアで設立できる法人は、株式有限責任会社、保証有限責任会社及び無限責任会社の 3 種類であるが、そのいずれにおいても最低 1 名以上の会社秘書役を選任しなければならない（マレーシア会社法 235 条(1)）。会社秘書役は、i. 法人は認められておらず、18 歳以上の自然人であること（マレーシア会社法 235 条(1) (a) (b)）、ii. マレーシア国籍の者又はマレーシアに永住する者であること（マレーシア会社法 235 条(1) (c)）、iii. マレーシア国内に主たる居住地を有して通常マレーシア国内に住んでいる者であること（マレーシア会社法 235 条(1)後段）、iv. マレーシア公認秘書役協会、マレーシア会計士協会、マレーシア弁護士協会、マレーシア会社秘書役協会、マレーシア公認会計士協会、サバ法律協会、サラワク弁護士協会のマレーシア会社法附則 4 の団体の会員（マレーシア会社法 235 条(2) (a)）又は CCM（The Companies Commission of Malaysia、マレーシア会社登記所）からライセンスを受けた者であること（マレーシア会社法 235 条(2) (b)）が資格要件とされている。

会社秘書役の選任及び選任時の条件の設定は、取締役会が行うとされ（マレーシア会社法 236 条(1)）、解任は選任時の条件又は定款に従うことになる（マレーシア会社法 239 条）。

会社秘書役は会社法上のオフィサーに定義されており（マレーシア会社法 2 条）、会社の登録事務所宛ての通知を受領し、保管する名簿等を閲覧させるために、登録事務所を通常の営業時間の間営業させておく必要がある（マレーシア会社法 46 条(2)）。

会社秘書役の職務は、i. 文書の保管：登録事務所において、会社の運営に関する重要な文書（定款、各種証明書、名簿、帳簿、株主総会の決議書、その議事録、取締

役会の決議書、その議事録等）を保管する義務（マレーシア会社法 47 条(1)）、ii. 株主名簿の管理：株主名簿の適切な保管、株式の発行及び譲渡時における株主名簿に反映する義務（マレーシア会社法 102 条(1)）、iii. 書類の提出：登記事項に変更があった場合には 14 日以内に会社登記所に変更通知（マレーシア会社法 58 条(1)）や年次報告書等の各種書類の提出義務（マレーシア会社法 68 条(1)）があり、取締役又は会社秘書役のいずれかが署名する必要がある（マレーシア会社法 68 条(5)）、iv. 株主総会への出席等：明文の規定はないもの、一般的に株主総会の通知を発行し、株主総会に出席して議事録を作成することも会社秘書役の職務とされている。

会社がこれらの職務に違反した場合、会社秘書役も会社法に違反したものとされ、罰則の対象となる。例えば、文書の保管義務や株主名簿の管理に違反し、有罪判決を受けた場合、最大 10,000 リンギット⁵²の罰金が科され、継続的な違反の場合は、有罪判決後、1 日ごとに最大 500 リンギットの追加罰金が科される（マレーシア会社法 47 条(4)、マレーシア会社法 102 条(2)）。なお、登記義務違反の場合は最大 50,000 リンギットとされ（マレーシア会社法 58 条(4)）、年次報告書の提出違反の場合も同様に最大 50,000 リンギットとされ、さらに継続的な違反の場合は 1,000 リンギットを超えない追加の罰金が科される（マレーシア会社法 68 条(9)）とされている。

2. 共通点・相違点・考察

イギリス、オーストラリア、香港、シンガポール、マレーシアを比較すると、いくつかの違いと共通点が見られる。まず、会社秘書役が必置機関か任意機関かという点について、イギリスとオーストラリアでは公開会社のみ必置機関とされており、非公開会社では任意機関となっている。一方、香港、シンガポール、マレーシアでは、すべての会社において会社秘書役を置くことが法的に義務付けられている。

次に、資格要件については、イギリス、シンガポール、マレーシアで一定の条件が課されている。特に公開会社では、会社秘書役として専門資格（弁護士、会計士等）を持つことが求められる場合が多い。一方、オーストラリア・香港では資格要件が比較的緩く、適格性を満たす年齢制限・居住要件を満たせば就任可能である。

会社秘書役の地位と職務については、どの国・地域でもおおむね共通して、会社法の遵守を支援し、登記の申請、法定書類の管理、取締役会や株主総会の運営補助等を担う重要な役割を果たしている。

職務違反に対する罰則は、各国で異なる内容となっているが、いずれの国・地域でも罰金（金銭的制裁）が規定されている。なお、金銭的制裁にとどまらず、オーストラリアでは会社経営禁止命令を受けると原則として取締役や会社秘書役の欠格事由に該当すること、同様にシンガポールでも義務違反が悪質な場合には取締役の資格がはく奪されることは特筆すべき点である。

このような制度の違いは、それぞれの国の法制度や歴史的背景に基づいていると思われるが、会社秘書役が企業運営において重要な役割を果たす点は共通である。

五. 各国・地域の会社秘書役の実態

上記のような、会社秘書役制度の沿革及び各国・地域の会社秘書役制度の概要を踏まえて、会社秘書役の実際の活動内容を調査するため、香港とマレーシアの実務家にインタビューを行った⁵³。

1. 香港の実務家

香港については、令和6年10月9日、香港において会社秘書役業務を提供する会社（コーポレートサービスプロバイダー）を経営する方（以下「A氏⁵⁴」と表記する。）に、WEB会議システムを用いてインタビューをすることができた。聞き取り内容の概要は以下のとおりである。

A氏が経営する会社（以下「A社」と表記する。）は、香港で企業向けに各種のサービスを提供する「コーポレートサービスプロバイダー」である。提供するサービスは、会社秘書役としての業務の他に、会計記帳、人事、総務、給与計算、レストランの監査業務、駐在員のビザ取得、現地の弁護士と協業しての相続手続き等多岐にわたることとであった。会社秘書役としての業務は、A社が提供するサービスのうちのごく一部であるとのこととであった。なお、香港で信託又はコーポレートサービスを営む場合、信託又はコーポレートサービス提供者が政府からライセンス（TCSP: Trust or Company Service Provider Licensees）を取得し、反マネーロンダリングおよびテロ資金供与防止条例（AMLO法: Anti-Money Laundering and Counter-Terrorist Financing Ordinance）を遵守することが義務付けられており、マネーロンダリング対策のために実質的支配者や資金の流れを確認する義務を負い、これらが確認できないとサービス提供をすることができないとのこととであった。

香港においても、法定手続きが実施されないという事象が存在するかという点については、A社が秘書役として関与する会社においては、関与先の会社の財務状況が悪化してA社に対して報酬を払えなくなることによりA社がサービス提供を停止するような例外的な場合を除いて、ほとんどないとのこととであり、むしろ、期限までに法定手続きが実施されないことがないよう、法律に則って会社が運営されることをサポートするのが、A社の会社秘書役としての仕事であるとのこととであった。

一般的な会社秘書役の業務は、総会の招集、議事録の作成、役員の異動の届出（登記）等の他、コーポレートガバナンスのアドバイス、CEOへの助言、役員からの質問事項への回答、コンプライアンス遵守へのサポート等も会社秘書役の業務となるとのこととであった。上記のうち、会社秘書役の業務の最小の範囲は、1年に1回の年次株主総会（決算承認、役員の改選等）の関連業務と年次報告関連の業務とのこととであった。また、取締役の変更や取締役の情報の変更についての届出（登記）も最低限の範囲に含まれるとのこととであった。年次総会の実施や年次報告書の提出については、会社秘書役から会社にその実施時期についてアナウンスし実施を働きかけることで、会

社法に定められた期限までに適切に手続きを実施させるのが会社秘書役の業務の重要な部分であり、会社秘書役の役目であるとのことであった。

各会社における会社秘書役の業務内容は、会社と会社秘書役との間の任用契約で定められるとのことであった。各会社の会社秘書役の業務内容は、任用契約の内容によってかなり異なるとのことであった。A社の場合、顧客とコミュニケーションを取り、1社1社サポートする内容を決めているとのことであった。また、会社秘書役が就任を継続する期間も、任用契約の中で定められるのが一般的で、期間満了に伴って更新しない旨の意思表示がない場合には自動的に更新されるとの定めがなされるのが一般的とのことであった。

小規模な会社と大規模な会社で秘書役の業務に違いがあるのかという点については、一般に小規模な企業においては登記や議事録作成等の手続き実施に重きがおかれ、大規模な企業ではコンプライアンスやコーポレートガバナンスに対する役割が強くなるとのことであった。

会社秘書役としての報酬のもらい方は、色々なケースがあるものの、年次総会・年次報告書の提出に関する業務を請け負う場合は、年額でもらうことが多いとのことであった。会社秘書役としての報酬額は、それぞれの会社秘書役によって異なるものの、報酬額が低い会社秘書役で年間5,000香港ドル⁵⁵位ではないかとのことであった。ただし、この純粋な会社秘書役の業務に対する報酬だけでは収益化することは難しいことから、冒頭に掲げたような様々なコーポレートサービスも提供することで収益化することが一般的であるとのことであった。純粋な会社秘書役の業務だけを提供するのであれば、相当な数の会社の会社秘書役にならなければ収益化は難しいのではないかとのことであった。

複数社の会社秘書役を兼任するのが一般的かどうかについては、A社のようなコーポレートサービス会社であれば、複数の会社の秘書役を兼務していることが一般的である一方、社内の人材が会社秘書役に就任しているような場合等は、1社だけの会社秘書役に就任しているという人もいるとのことであった。

罰則については、年次報告書を毎年の創立記念日から42日以内に登記所に提出する必要があるところ、42日以内に提出しない場合、提出遅延の程度によって段階的により高い申請費用を負担しなければならないとのことであった。1年以上年次報告書の提出を怠った場合には取締役が刑事罰になる可能性があるとのことであった。会社条例第662条によれば、会社が年次報告書の提出に関する規定に従わない場合、会社およびその責任者は起訴される可能性があり、有罪判決を受けた場合には不履行による罰金が課せられるところ、違反ごとの最大罰金額は50,000香港ドルであり、さらに違反が継続している場合は、報告書提出不履行により、1日あたり1,000香港ドル罰金が科せられるとのことであった。以上のペナルティは厳格に適用されているとのことであった。

った。また、会社秘書役自体への罰則も法定されており、会社法上のオフィサー（役員）としてペナルティを課される場合もありうるとのことであった。

その他、わかりやすいルールを作ったうえで、ルール（法律）で決まっていることはきっちりと守ろうというのが、香港のお国柄であるとのことであった。総じていえば、コンプライアンスやガバナンスのために会社秘書役の制度があると思うとのことであった。また、会社秘書役の社会的なステータスは年々向上しているとのことであった。

2. マレーシアの実務家

マレーシアについては、令和6年10月15日、日本企業のマレーシア進出及び進出後の運営をサポートする業務を行う方（以下「B氏⁵⁶」と表記する。）に、WEB会議システムを用いてインタビューを行った。聞き取り内容の概要は以下のとおりである。

B氏の業務は、日本企業がマレーシアに進出する際の現地法人設立のサポート、設立後の各種ライセンス申請、駐在員ビザ取得のサポート、現地会計事務所との連携による決算のサポート、会計監査のサポート、銀行口座開設の支援等、日本企業のマレーシア進出及び進出後の運営全般にわたるとのことであった。B氏自身は会社秘書役の資格を有しておらず就任経験もないが、マレーシアの会社法に詳しく、またクライアント企業と現地の会社秘書役とのやり取りをサポートすることも多いため、同国における会社秘書役の活動実態をおおよそ把握しているとのことであった。

マレーシアにおいても法定の手続が実施されないということがあるかという点については、マレーシアの会社法はイギリスから輸入された制度であり制度自体はきっちりしているものの、マレーシア人の会社秘書役の下で手続きが遅れることが少なくないとのことであった。イギリス式の複雑な手続きを、使いこなせていないという印象とのことであった。書類提出の期限直前に会社秘書役から連絡が来て、役員が不在で期限までに対応できないといった理由により、遅延が発生するケースも多いとのことであった。

会社秘書役の業務は、登記申請全般、定時株主総会の実施、その後の年次報告書の提出、議事録の作成、会社の法定手続きのスケジュール管理、会社法に関するクライアントからの相談対応、会社の登記住所の提供と同住所に通知が届いた場合のクライアントへの連絡等とのことであった。

会社秘書役は特段専門的な業務を担っているわけではないとのこと、会社法に関する専門家という立ち位置のほうではあるものの、現地の会社秘書役に複雑なことを質問すると、答えられないことが多いとのことであった。会社秘書役の資格試験もそれほど難しくなく、日本の司法書士試験における会社法・商業登記法ほど、細かい問題は出題されないとのことであった。

ただ、マレーシア会社法では、居住取締役が就任することが必要とされているが、「居住」の解釈は会社秘書役によって異なり、マレーシアの賃貸契約書があれば居住取

締役として登記する会社秘書役もあれば、厳格にビザ保有者のみを認める会社秘書役もあるとのことであった。居住取締役の確認は登記所ではなく会社秘書役によって行われ、それぞれの会社秘書役によって対応が異なるとのことであった。

会社秘書役の業務内容は、会社法で規定された業務全般を担当するものであり、各社ごとに任用契約等で業務範囲を定めているということではないとのことであった。

会社秘書役の報酬はそれほど高額ではなく、主にマレーシア人を相手にサービスを提供している場合で基本月額報酬は約 100 リンギット（＝為替によって約 3,000 円から約 3,500 円）、主に外国人や外資系企業を相手にサービスを提供している場合は基本月額報酬は約 150 から 300 リンギット（＝為替によって約 4,500 円から 1 万数千円）が一般的とのことであった。この報酬の中には、法務スケジュール管理、会社法に関するアドバイス、登記住所の提供、役所通知の受領とその連絡等の業務が含まれる。議事録作成や登記手続きが発生した場合には別途費用が発生するが、それも数千円程度と非常に低額であるとのことであった。したがって、会社秘書役業務の提供者としては、会社秘書役業務で収益を上げようという考えはなく、秘書役業務を通じて顧客である会社との関係で川上に立ち、提携先である会計事務所等を紹介して紹介料を受領していたり、会計事務所等が会社秘書役を雇って会社秘書役業務を受託させて、そこをきっかけにメインの収益源である決算業務を受託したりしているとのことであった。また、会社の規模による会社秘書役の報酬額の多少も、あまりないのではないかとのことであった。

会社秘書役の兼任については、B 氏の提携先の会社秘書役は 200 社程度の会社秘書役に就任しているとのことであった。

法定手続きを怠った場合には罰則があり、罰金は数千円から数十万円に及ぶとのことであった。遅延が重なるとに累積していき、結果的に何百万円にもなるケースもあるとのことであった。例えば、外国人によくあるのが、会社を設立したものの事業を行わずに会社が放置された状態が続いた後、数年後改めてマレーシアに進出する際等に、前の会社の清算するにあたって多額のペナルティが発生することがあるとのことであった。罰則は会社及び取締役個人に対して適用される場合があり、最近では取締役への責任が重くなっている。会社秘書役が個人としてペナルティを課されることはあまりないとのことであった。

ペナルティは厳格に発動されるものの、役所との交渉で減額してもらうようなこともよくあるとのことであった。また、会社秘書役の社会的ステータスが高いということは特になく、数ある職業の一つという認識がなされているとのことであった。

3. 小括

以上、香港とマレーシアの実務家へのインタビューの内容を比較すると、会社秘書役が担っている業務（登記その他の法務手続き）は共通しているものの、同じ会社秘書役制度でも国・地域によってその実態はかなり異なると感じさせられた。

香港においては、法定の手続きを期限通りに会社を実施させることがまさに会社秘書役の業務・役割とのことであり、中小企業のコンプライアンスの担当者としての矜持のようなものを感じさせられた一方で、マレーシアにおいては会社秘書役の下でも法定の手続きが遅滞することがあるとのことで、会社秘書役のコンプライアンスに対する意識は香港に比べて緩やかであるように感じさせられた。

罰則に関しては、両国地域とも、法定手続き違反の罰則が厳格に発動されるとのことであった点は共通していたが、マレーシアにおいては、一度通知された金銭的ペナルティが交渉により減額される余地があるようで、お国柄を感じさせられ非常に興味深かった。

そのほか、両国とも、純粋な会社秘書役としての業務に対する報酬額は低額であり、この部分のみで収益化するの難しいという点は共通していた。

六. 提言

1. 法定手続き不遵守是正についての提言

以上のような、会社秘書役制度に関する調査の結果を踏まえて、当部会の問題意識である我が国の特に小規模な株式会社における法定手続きの不遵守の是正について、若干の提言を行ってみたい。

なお、以下の提言は、日本司法書士会連合会等の機関の公式のものではなく、当部会による非公式のものである点をお断りしておく。

2. 法定手続きの担い手の観点から

(1)我が国の中小企業の法定手続きの不遵守の構造的な原因

イギリス法系の会社法の国・地域における会社秘書役制度の存在意義は、端的には「会社の内部者として、自社の法令遵守に責任を負うこと」といえよう。会社法等の法令に関する知識を有する者が、会社の内部者（役員）として、一元的に法令遵守を担うことにより、法定手続きの的確な実施を確保しようとするものと思われる。一方、我が国の小規模な株式会社においては、会社法等の会社運営に関する法令の知識は、士業等の専門家が会社の外部から提供することが一般的であると思われる。

諸外国の会社秘書役は、少なくとも形式的には、会社の内部者（役員）として自社の法務に包括的かつ継続的に対応する一方で、我が国の外部専門家は、会社の依頼に応じて依頼を受けた特定の事項に対してスポット的に関与する形となる。そのため、小規模な株式会社において会社内部の法的知識が不十分である場合に、依頼すべき事項を適切なタイミングで依頼できないことや、そもそも依頼すべき事項として認識できないことが起こりうる。我が国の法定手続きを外部専門家が担う体制は、抜け漏れが起こりやすいといえよう。

(2)提言

上記のような、我が国の中小企業の法務の担い手という観点からの法定手続きの不遵守が起きやすい構造に関して、当部会としては以下の2つの提言を試みたい。

①我が国でも会社秘書役制度を導入する

一案としては、我が国でも会社秘書役に相当する制度を導入することが考えられる。日本版会社秘書役は、会社の役員として取締役と共同して会社の法定手続きの履践について責任を負う立場であり、我が国の現行会社法における会計参与の、法的手続版のようなイメージである。

日本版会社秘書役を、必置機関・任意機関のいずれとするかとの問題があるが、法定手続きの遵守を行き渡らせるという観点からは、必置とするのが好ましい。また、前述のような、法令に関する知識に基づき適時に適切な法定手続きの実施を担うための能力担保という観点からは、会社法が試験科目とされている国家資格者であることを、資格要件とすることが一案であろう。その他、法人の可否については、可とする方が長期的・安定的な関与という点では好ましい。

一方で、定款自治や会社のコスト負担等の観点を重視し、任意設置とするとの考え方もあり得よう。この場合、設置を促進するには、会社秘書役の設置について何らかのインセンティブの付与が検討されるべきと思われる。どのようなインセンティブを設計するかについては多くの検討が必要であろうが、司法書士が生業とする商業登記手続きとの関連では、商業登記のオンライン申請において、紙ベースで作成された添付書類のPDFデータに会社秘書役が電子署名を付したものを申請データと一緒に提出すれば適法に登記申請がなされたものとする（いわゆる「資格者代理人方式」の会社秘書役版のイメージ）や、会社秘書役も登記所に印鑑を提出することができることとした上で、代表取締役の選定を証する株主総会議事録・取締役会議事録等の書面に会社秘書役が登記所への届出印を押印した場合には、他の出席者の個人実印の押印を不要とする（商業登記規則61条6項本文ただし書に「会社秘書役」を含める）こと等が思いつかれる。

また、中村教授からは、日本における会社秘書役制度の導入は、近年取り沙汰されているスタートアップ企業における法務の担い手不足の解消や、株式投資型クラウドファンディングを実施する会社におけるガバナンスやコンプライアンスの確保⁵⁷の観点から、一考に値するのではないかと意見をいただいた⁵⁸。

②既存の法制度の中でなしうる対応

以上のような、我が国における会社秘書役制度の導入には、会社法本法を含む関係法令の改正と、その前提として多くの議論が必要と思われるところ、小規模な株式会社の法令遵守という点を担い手というアプローチから是正することを考える場合、現行の制度下においても、士業専門家の会社への関与の仕方を変えるだけで改善される点も多いように思われる。

上述のとおり、我が国の小規模な株式会社における法定手続きの不遵守が、法的知識が不十分な会社側からの依頼を起点とすることによる抜け漏れが一因であるとするならば、必要な時期に必要な手続きを外部専門家の側から会社に対して案内することが考えられよう⁵⁹。

また、司法書士の中小企業への関与についていえば、「商業登記の申請」に最適化した関与になりがちであり、いかに登記申請に耐えうる株主総会や取締役会の議事録等の書面を用意するかという点に力点が置かれているように思われる。このように、登記申請のみを主眼に置いた対応では、株主総会決議不存在等の実体面でのリスクを残してしまう。「商業登記申請のために議事録を作成する。」のではなく、「会社法に定められた手続きを履践することによって形成された実体を商業登記申請によって登記簿に反映する。」という本来の流れを改めて認識し、商業登記申請の前提となる実体形成の過程をサポートするような、依頼者会社との関与の在り方があり得よう。

このような会社とのかかわり方の変更は、司法書士（士業者）にとって業務の手数が増加し、収益性が低下することも懸念される。AI や RPA に代表されるテクノロジーを活用する等して、業務の効率を高めるような工夫が必要となろう。

(3) 担い手以外の観点から

以上のような、「担い手」の観点の他、法定手続き遵守のための方策として、以下の点を提言する。

① 罰則の強化・変更

上記のとおり、各国の会社秘書役制度を調査して明らかになったところでは、各国の会社法の規定に違反した場合の罰則は、日本と比較して一般に重い。金銭的な罰則の金額もさることながら、登記懈怠に類するような違反行為を行うと、これをきっかけに役員の欠格事由に該当するとの罰則も存在している。会社法上の役員に就任する者が会社法を遵守するのは最低限の義務とも考えることができ、これができない場合に役員たる資格を喪失させるというのは、一定の合理性があるように思われ、我が国でも検討してもよいように思われる。

② 過料の制裁（会社法 976 条）の厳格な運用

上記①のような新たな罰則の制定は、会社法本法の改正が必要である上、各方面からの反発が強いものと思われる。既存の制度下で実行可能なのは、過料の制裁を厳格に執行することであろう。登記懈怠（会社法 976 条 1 号）・選任懈怠（同条 22 号）の場合、当部会の研究員の経験則では、1 年程度の懈怠で数万円程度の過料が課されるような運用のようである。また、決算公告（会社法 440 条）の懈怠（会社法 976 条 2 号）については、過料が課された場面を実務上経験したことがない。このとおり、会社法の手続き違反を定める会社法 976 条は、100 万円以下の過料を課す旨を規定しているものの、その執行はかなり緩やかである。

このような緩やかな運用を是正し厳格化することは、法定手続きの不遵守の改善に寄与するものと思われる。

以上のように、新たな罰則を定めることや既存の罰則を厳格に執行することによって、会社にとって、最低限の会社法の規定を遵守しないことが「割に合わない」と認識される状況を作ること、法令の遵守が促されるような制度の制定や運用が重要であると思われる。

七. おわりに

本稿では、諸外国における会社秘書役制度を調査し、その沿革・概要や運用の実態を整理するとともに、我が国の主に小規模な株式会社における法定手続き不遵守是正について若干の提言を行った。会社秘書役制度を有する国・地域とは文化的・歴史的背景が全く異なる我が国で、会社秘書役制度を導入することの実現可能性はあまり高くないようにも思われるものの、一方で、我が国の主に小規模な株式会社における法令・法定手続き不遵守は、もっと目を向けられるべき問題であると考ええる。

会社法施行20年を来年(2026年)に控えて各方面で会社法改正に関する議論が盛り上がりを見せているが、その中心は、上場会社等の大規模な会社にまつわる部分であるように思われる。我が国の会社数の圧倒的割合を占める中小企業の法的安定性の重要性が改めて認識され、会社法改正の議論の中にそのような視点が取り入れられることについて、本稿がわずかでも寄与することができれば望外の喜びである。

以上

¹ 一般社団法人・一般財団法人については、「5年」とされている(一般法人法149条1項)。

² 法務省「休眠会社・休眠一般法人の整理作業について」

(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00082.html 最終閲覧 2025年1月14日)

³ 梶島ほか「役員任期の長期化による弊害とその商業登記的解決～よりユーザーが利用しやすい商業登記制度めざして～」『市民と法』140号20頁(2023年)

⁴ 最高裁判所事務総局『令和5年司法統計年報 1民事・行政編』6頁

(<https://www.courts.go.jp/app/files/toukei/721/012721.pdf> 最終閲覧 2024年9月11日)

⁵ 大阪商事研究会『実務ガイド 新・会社非訟 会社非訟事件の実務と展望(増補改訂版)』427頁(金融財政事情研究会, 2016年)

⁶ (『株主総会、誰もいなかったのに役員選任? 鳥取ガス産業を株主が提訴』毎日新聞, 2023-8-2, 毎日新聞デジタル, <https://mainichi.jp/articles/20230802/k00/00m/020/030000c> 最終閲覧 2025年1月14日) 株主が株主総会の招集通知に記載された日時・場所に会場に行ったものの実際には株主総会は開催されていなかったにもかかわらず、株主総会が開催されたことを前提とする役員に関する登記がなされたことが判明し、同株主が会社に対して株主総会決議不存在確認訴訟を提起した事例。

⁷東京商工会議所経済法規委員会「中小企業の法務対応に関する調査結果報告書」2019年3月
(<https://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=1016219> 最終閲覧 2025年1月14日)

⁸ 前掲注7 15頁・16頁

⁹ 日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所 商業登記制度研究部会第7回会議(2024年11月27日・於司法書士会館会議室)において早稲田大学商学学院中村信男教授に『英国法上の会社秘書役について』と題して、イギリスの会社秘書役制度の概要と発展の経緯について講義をいただくとともに、同題の資料を配布いただいた。ご多忙の中、充実した講義をいただいた中村教授には、この場を借りて改めて感謝申し上げる。なお、本稿においては、中村教授の同講義内容・資料を多数引用・参考にしているものの、もし該当箇所に不正確な記載があれば、当部会の理解の不十分さに起因するものであることをお断わりする。

¹⁰ イギリス会社法制研究会『イギリス会社法一解説と条文一』191頁(成文堂、2017年)

¹¹ 中村信男 前掲注9の配布資料『英国法上の会社秘書役について』1頁

¹² 中村 前掲注11 1頁

¹³ 高田順三 「英国の会社総務役に関する一考察」39頁『尚美学園大学総合政策論集第20号』(2015年)

¹⁴ 高田 前掲注13 39頁

¹⁵ イギリス会社法は、主法(the principal act)に対して必要に応じ部分改正を行い、20年から40年の間隔で、その間に行われた部分改正を織り込んで改めて主法を制定しなおす総括(consolidation)という手続きが行われる。この総括の手続きにより、イギリス会社法の最初の主法である1862年会社法以降、1908年会社法、1929年会社法、1948年会社法、1985年会社法と、総括法(主法)が制定されてきた。(中村教授によれば、現在の主法は1985年会社法であり、2006年会社法制定にあたっては総括の手続きは行われていないといわれているものの、実質的には2006年が現行のイギリス会社法として参照されているとのことである。)本項では、上記の総括法ごとに会社秘書役制度の発展の経緯を見ていきたい。なお、イギリス会社法の発展の経緯については、酒巻俊雄・川島いづみ・中村信男・酒巻俊之・菊田秀雄『英法系諸国の会社法—理論と実務 第1巻』2頁-5頁(中央経済社、2021年)、総括法形式の会社法制定については同書27頁-28頁を参照されたい。

¹⁶ 中村 前掲注11 2頁

¹⁷ 中村 前掲注11 2頁

¹⁸ 中村 前掲注11 2頁

¹⁹ 中村 前掲注11 2頁

²⁰ 中村 前掲注11 2頁

²¹ 中村 前掲注11 3頁

²² 酒巻俊雄・川島いづみ・中村信男・酒巻俊之・菊田秀雄『英法系諸国の会社法 理論と実務 2 株式会社の運営機構』363頁(中央経済社、2021年)

L.C.B. Gower, *The Principles of Modern Company Law*, 3 ed., 1969, Stevens & Sons.

-
- ²³ 中村 前掲注 11 3 頁
- ²⁴ 中村 前掲注 11 3 頁
- ²⁵ 中村 前掲注 11 3 頁
- ²⁶ 中村 前掲注 11 3 頁
- ²⁷ 中村 前掲注 11 4 頁
- ²⁸ 中村 前掲注 11 4 頁
- ²⁹ 酒巻ほか 前掲注 22 364 頁
- ³⁰ 高田 前掲注 13 37 頁
- ³¹ 中村 前掲注 11 5 頁
- ³² 酒巻ほか 前掲注 22 364 頁
- ³³ 中村 前掲注 11 7 頁 再引用元：Palmer's Company Law, para.8.4003, Sweet & Maxwell, 2009.
- ³⁴ 中村 前掲注 11 7 頁 再引用元：Robert R. Pennington, Company Law, 6 ed., p.613, 1990, Butterworths.
- ³⁵ 中村 前掲注 11 7 頁 再引用元：Company Secretary Handbook[2019]pp.4,5
- ³⁶ 会社秘書役の年齢制限は会社法の明文にはないが、取締役に関しては会社法明文で 16 歳以上でなければならないとされており（2006 年イギリス会社法 157 条）、イギリスでは会社秘書役は、取締役同様 corporate officer の一種とされているため、取締役同様 16 歳以上という年齢制限に服すると解釈できるものと思われる。
- ³⁷ 酒巻ほか 前掲注 22 364 頁
- ³⁸ 中村 前掲注 11 6 頁 再引用元：Palmer's Company Law, para.8.4003, Sweet & Maxwell, 2009.
- き
- ³⁹ 中村 前掲注 11 13 頁
- ⁴⁰ 中村 前掲注 9 における口頭での質疑応答
- ⁴¹ JETRO「英国会社法改正（The Company Act 2006）」36 頁
(https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000538/eurotrend_uk_companyact.pdf
2024 年 12 月 25 日最終閲覧)
- ⁴² JETRO 前掲注 40 36 頁（2024 年 12 月 25 日最終閲覧）
- ⁴³ 酒巻ほか 前掲注 22 368 頁（中央経済社，2021 年）
- ⁴⁴ クレイトン・ユッツ法律事務所＝加納寛之『オーストラリア会社法概説〔第 2 版〕』31 頁（信山社出版，2019 年）
- ⁴⁵ オーストラリア証券投資委員会。日本の法務局（登記所）に相当する役割も担う。
- ⁴⁶ クレイトン・ユッツ法律事務所＝加納 前掲注 44 77 頁
- ⁴⁷ 会社経営禁止命令を受けると、ASIC 又は裁判所の許可が得られない限り、取締役や秘書役に就任することができない（オーストラリア会社法 201 条 B(2)・204 条 B(2)）。
- ⁴⁸ 李秀密「香港の新会社法(1)」18 頁 愛知大学リポジトリ（2015 年）
- ⁴⁹ ACRA は、Accounting and Corporate Regulatory Authority（会計企業規制庁）の略称で、日本の法務局に相当する。

⁵⁰ 1 シンガポールドル=113.92 円 (2025 年 1 月 17 日現在)

⁵¹Inland Revenue Authority of Singapore (2018 年 10 月 18 日付)

https://www.iras.gov.sg/news-events/newsroom/company-director-and-his-companies-taken-to-task-for-companies-act-and-income-tax-act-offences?fbclid=IwAR01fcu3Z8JJPGsnEqU2QRJSy5iaDj0ndnZDJ258QO4bWsueKh_RT7ZTYCg

⁵² 1 リンギット=34.00 円 (2025 年 1 月 14 日現在)

⁵³ 本来、5 つ全ての国・地域の実務家にインタビューを行うべきところではあるが、当部会の研究員のネットワーク及び時間的制約等から、インタビューを行うことができたのは、香港・マレーシアの 2 つの地域・国の実務家となった。ただ、インタビューによって、日本国内で入手可能な書籍や条文からは知ることができない、両国地域の会社秘書役制度及び会社法の運用の実態を垣間見ることができた。

⁵⁴ ご本人からは実名を記載することについてご了承をいただいたが、想定外の影響を避けるため本稿では匿名とさせていただいた。匿名とすることについても、ご本人のご了承を得ている。ご多忙の中お時間を割いて当部会のインタビューに応じていただいたことに対して、この場を借りて改めて感謝申し上げる。なお、本稿の該当部分に不正確な記載があれば、当部会の理解の不十分さに起因するものであることをお断わりする。

⁵⁵ 1 香港ドル=20.04 円 (2025 年 1 月 26 日現在)

⁵⁶ ご本人からは実名を記載することについてご了承をいただいたが、想定外の影響を避けるため本稿では匿名とさせていただいた。匿名とすることについても、ご本人のご了承を得ている。ご多忙の中お時間を割いて当部会のインタビューに応じていただいたことに対して、この場を借りて改めて感謝申し上げる。なお、本稿の該当部分に不正確な記載があれば、当部会の理解の不十分さに起因するものであることをお断わりする。

⁵⁷ 株式投資型クラウドファンディングとは、日本証券業協会によれば「非上場株式の発行により、インターネットを通じて多くの人から少額ずつ資金を集める仕組み」と説明されている(日本証券業協会 HP <https://market.jsda.or.jp/shijyo/kabucrowdfunding/> 最終閲覧 2025 年 1 月 4 日)。英国の会社法においては、このような不特定多数から資金調達(株式・社債の公募)を行うことができるか否かが公開会社と私会社の本質的な違いであるとされている(酒巻俊雄・川島いづみ・中村信男・酒巻俊之・菊田秀雄『英法系諸国の会社法—理論と実務 第 1 巻』71 頁(中央経済社, 2021 年))。英国の公開会社には、公募による資金調達が認められる代わりに、会社秘書役の設置義務等の高度のガバナンスやコンプライアンスが要求されていると理解することができる。我が国においても、公募による資金調達である株式投資型クラウドファンディングを行うからには、発行会社にそれ相応のガバナンスやコンプライアンスを求めるべきとのご意見である。

⁵⁸ スタートアップ企業の法務の受け皿については前掲注 9 における口頭での質疑応答。株式投資型クラウドファンディングを実施する会社については、中村 前掲注 11 14 頁。

⁵⁹ 既に行っている司法書士も多いものと思料するが、定時株主総会の実施時期や役員の改選時の案内を想定している。